

害獣駆除報奨金不正受給問題

(執行部の答弁に納得していません。役人とは非を認めない仕事と改めて認識しました。カッコつきでコメントを付しています。)

霧島市の報奨金不正受給問題を発端に全国でも同様な事例が確認され、農水省も指導に乗出した。問題が確認された地方自治体では今後不正が発生しないような方策を設定し、運用を始めたようである。このような背景で質問を行う。

質問：申請の不備として写真の使いまわしがあったと発表がされている。同一固体について角度を変えた複数枚の写真を撮影し、申請したと思われる。個人で複数の申請に用いたのか、それとも複数人が同一固体の写真を用いた申請を行ったのか、使いまわし、虚偽申請の実態を問う。

農林水産部長：有害鳥獣捕獲報償費に係る虚偽報告について、虚偽報告を認めた29名のうち25名が1捕獲個体の写真を本人の複数の報告に使用しており、残りの4名が、それぞれ2名で、同一の捕獲個体の写真を複数の報告に使用した。

質問：牧園町の鳥獣捕獲指示書には捕獲区域として牧園地区全域と記載されている。文字通り牧園地区全域と理解して良いか？ 他の地域の捕獲区域指定はどのようにされているか問う。

農林水産部長：有害鳥獣の捕獲指示区域については、昨年度までは、基本的に旧市町村区域の全域を対象としていたが、鳥獣保護区については、被害が著しい場合に限り、捕獲を指示している。なお、今回の事案の発生を受け、本年度からは、被害状況等を勘案の上、より狭い範囲に限定した捕獲指示を行っている。

質問：イノシシ、鹿等の害獣と言われる動物でも生息地域によっては害を為さないものも想定される。一律に害獣として駆除、報償金支給対象となるのか問う。

農林水産部長：イノシシやシカ等の野生鳥獣については、行動範囲も広範囲に及び事から、農作物等の被害発生周辺に捕獲指示区域を限定すると、捕獲効果が低いと考える。このため、当該野生鳥獣については捕獲指示区域が広範囲に及び事はやむを得ないと考えており、そのような区域で行われた捕獲についても、捕獲報償費の支給対象としている。(奥山でひっそり暮らしているシカ、イノシシも報償の対象となります。)

質問：鳥獣捕獲指示書の『捕獲鳥獣名及びその割当員数』記載の頭数について鳥獣捕獲指示書の交付を受けている捕獲隊員全ての合計頭数はその年度の予算にある捕獲予定頭数と同じであると理解して良いか？

農林水産部長：有害鳥獣捕獲については、農林産物等の被害報告や過去の被害発生状況を勘案し、毎年、予算の範囲内で捕獲指示を行っている。ただし、獣種や頭数などの被害発生内容については、対象が野生生物であり、毎年状況も異なり、予測が困難である事から、捕獲指示と捕獲予定に乖離が生じる事は、やむを得ないものとする。

質問：市民から害獣駆除の要請があった時、どのような指示を行っているか、特定の捕獲隊員に指示するのか、捕獲隊に指示するのか、予算超過を理由に応じない事があるか？

農林水産部長：市民から害獣の捕獲要請があった場合は、当該地域を担当する捕獲班の全隊員に対して、班全体の捕獲頭数を示した上で、市が捕獲指示を行っている。

なお、当該指示を行うに当たり、予算を超過する場合には、市職員で構成する鳥獣被害対策実施隊による追い払いを実施するほか、捕獲隊員にボランティアで協力をいただきながら、被害に対応している。(予算を使い果たした後は市職員で追い払う、捕獲隊員のボランティアに頼るという驚きの答弁です。)

質問：平成29年度の害獣駆除実績について地区別に問う。

新制度の運用でトラブルは発生していないか？

農林水産部長：平成29年度のイノシシ、シカを対象とした有害鳥獣捕獲の7月末現在の実績は以下のとおり。

	イノシシ			鹿		
	銃	罾	合計	銃	罾	合計
中央班	18	49	67	0	0	0
溝辺班	1	6	7	0	6	6
横川班	0	33	33	1	79	80
牧園班	0	14	14	12	34	46
霧島班	0	8	8	0	13	13
合計	19	110	129	13	132	145

今年6月19日より新たに施行した事務取扱要領に基づく捕獲報告については、現在のところ目立ったトラブルは発生していないが、捕獲隊員全員に内容を理解してもらうには一定の時間が必要と考えている。制度の更なる周知・徹底を図るため、6月に計8回、捕獲隊員向けの説明会を行ったほか、今月中を目途に、全ての捕獲隊員を対象に、写真撮影方法等を中心とした研修会を開催する予定。

質問：6月議会最終日後、違反と指摘された議員がマスコミに配布された資料を事務局経由で受取った。その内容について市の認識を問う。

- ① 違反の疑いのある方に対して、市に依頼され、捕獲隊の班長として説得に当たったとの記載がある。さらに予算委員会で『渦中の議員が件数減を条件として説得行為を受諾した』との質問があった。事実確認と詳細説明を求める。

農林水産部長：今回の事案の検証に当たり、写真の偽装が疑わしいと思われた方々に対し、本人が提出した写真を示した上で、確認のための聞き取りを行った。その過程で、確認作業が難航し面会できなかった方について、市の職員が、当時、捕獲隊の班長であった議員に対して、本人と面会できるよう相談したとの事であった。なお、その中で、虚偽件数を減らす事を条件にしたという事実は無い。

(渦中の議員の弁明書と異なる。議員は説得行為をしたと言っている。予算委員会質問で『渦中の議員が件数減を条件として説得行為を受諾した』との質問もあった。)

- ② 市は同一固体の写真があったと指摘し、議員はそれを添付ミスと述べている。同一固体の写真を使ったとしたら添付ミスでは無いと思われる。見解を問う。

農林水産部長：今回の事案に関し、議員が配布させた資料による説明等については、個別具体の事案であるので、他の虚偽報告を行った方々も含め、これまで同様に市の見解については、答弁を差し控える。(真相追求を妨げているのは市の裁量であり、真相を明らかにするには司直の手に委ねるしかない)

質問：市不正受給の報償金の返納状況について問う。

農林水産部長：虚偽の報告と市の事務処理上の錯誤により支払われた合計29名、総額1,962,200円については、9月22日を納付期限として報償費の返納を求めている。返納状況については8月31日現在で、20名分、1,289,000円の返納を確認している。

質問：霧島町で不正を認めていない方に対する説得状況を問う。今後どのような対応をとるか？

農林水産部長：虚偽の報告である事を認めていない方については、6月議会での報告後、速やかに接触を試みたが、本人の体調の都合等からすぐには会えなかった。その後、現在までに数回の聞き取りを行ったが、現時点では、最終的な事実確認が取れていない状況である。今後は、これまでの経過を考慮した場合、市からの聞き取りだけでは結論を得られないと判断される事から、近日中に本人に最終の聞き取りを行った上で、今月中を目途に告発をしたい。

質問：今回の不正受給問題で市は書類上の問題として駆除したか駆除しなかったかの確認は出来なかったとしている。害獣駆除の統計上の頭数はどのように扱うか見解を問う。

農林水産部長：虚偽報告と認められた有害鳥獣捕獲頭数の統計上の扱いについては、市の聞き取りにより、捕獲の事実が確認できていない事から、捕獲実績頭数としては扱わない事とした。

質問：霧島市害獣駆除隊から溝辺、牧園、霧島、横川の方々が脱退するとの動きがあると聞く。害獣駆除制度の存続に関わる。状況説明とその対応について問う

農林水産部長：霧島市捕獲隊については、数地区から脱退または解散の動きがある事は承知している。その取扱い等については、今後、捕獲隊の役員会等において、議論がなされると考える。市としては、今後の有害鳥獣捕獲に係る実施体制に支障を来さないよう捕獲隊の方々とも協議を行う。

以下、質問席

Q：農林水産部長から『当時、捕獲隊の班長であった議員に対して、本人と面会できるよう相談したとの事である。』との答弁があった。議員の報道機関への文書には『捕獲隊の班長として説得にあたった』との記載がある。この違いの説明を求める。

農林水産部長：私が職員から聞き取ったのは、『困った状況に陥り、議員に面会が出来ないだろうかという趣旨の相談を行った。』という内容であった。他のやりとりもあった。市職員から違反頭数を減らすから誓約書ももらってきてくださいという報道にあったような事は無かったと聞いている。

Q：当初、納得していなかった方の市が違反として把握していた頭数と最終的な結論に差異があったか？

農林水産部長：その方に限らず、一枚一枚の写真を見せ、先方が説明をし、市がその事を認めれば違反ではないという事になる。説明を受け、虚偽の写真ではないと認めたと聞いた。部長としても確認をした。（市が虚偽として提示した写真でも説明を聞き、虚偽ではないとしたとの発言であり、うやむやの元凶、裁量行政である。）

Q：当初、市が違反として把握していた頭数、仮に10頭として、最終的にこの方が認めたのは何頭か？ 減少しているかと聞いている。

農林水産部長：4月に話したのは10頭などの大きな数ではなかった。最終的に残った極少数のものについて最終の確認をしたかった。特に問題は無いと扱った。

（ゴネた人は返納金減額の恩恵に預かったのでは？）

Q：再度確認する。牧園の捕獲隊の班長として説得に直接当たった事を市は把握していないのか？

農林水産部長：説得という言葉ではなく、市は面会の取り計らいを依頼した。その後、職員2名が会って説得した。

Q：私が聞きたいのは、この班長が説得行為を行ったか否かを聞いている。

農林水産部長：どのような説得行為かはっきりしない（反問）

Q：渦中の議員の文書中には『説得にあたっていた事も事実である』と書かれている。説得をしたか否かを聞いている。

農林水産部長：説得というのは前々から報道にもあるように頭数を減らしてくれとか、そのような説得か、市が言っているように面会できるようにとの説得なのか、そこが分からない。そこを明快に教えて欲しい。（反問）

Q：私はこの文書記載内容について聞いている。この文書は持っていますね？ 文書中の『説得にあたっていた事も事実である』このところを。

農林水産部長：説得を要請したという事であれば、面会をするようお願いした。議員は相手に対して『会ってやれよ』と言ったような説得はされたのだらうと思う。（結局は議員の釈明文書の説得行為に関する部分の真偽は不透明なままです。）

Q：霧島の否認している方について明快に『否認のままであれば近日中に本人に最終の聞き取りを行った上で、今月中を目途に告発をしたい。』との答弁であったので結論を待ちたい。明快な答弁ありがとうございます。

8月31日付けで捕獲従事者各位に対して有害鳥獣捕獲についてとの文書の説明を求める。

農林水産部長：林務水産課長名で出された文書である。『新たな事務処理要領を定めて6月19日から新要領に基づく報告を要請している。捕獲指示に基づき有害鳥獣を捕獲した場合は、現場から市役所の管轄する本・支所への連絡する事になっている。新要領施行後において現場からではなく、帰宅後に自宅から、または数日経過後に報告されるものもあり、市の職員が確認できないケースが多数発生している。今後は有害鳥獣を捕獲した場合、捕獲現場から管轄する市に電話をください、可能な限り止めさしを行う前に電話での連絡を要請する』内容である。

Q：この文書の狙いは現地で捕獲確認をする事を意味するか？

農林水産部長：そのような内容である。

Q：市の職員が現地に行くまでにかかなりな時間を要する事もあろう。市の担当者が不在の事もあろうかと思う。どのように対応するか？

農林水産部長：その時は行けない旨を相手に伝え、適切な処理を要請する事になる。

Q：農水省の鳥獣対策室と連絡を取った。そういったケースの場合、書類だけで良い、書類に添付する写真の写し方、証拠物件を提出すれば良いとの教示を受けた。確認をしているか？

農林水産部長：虚偽報告の事案については市にとって誠に残念に思っている。2度とこのような事が起きないように国や県とも相談の上で再発防止策を取り決めた。

国の鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領に記載がある。捕獲確認は都道府県、または市町村の担当者が捕獲現場に直接赴き捕獲鳥獣を実際確認する方法を基本とし、とある。市は不正が起こったのは現場で確認できなかった事よるとの反省に立ち、出来るだけ国の原則に沿った対処を行いたい。捕獲隊に対しては大きな無理を強いる事になるが通知した。

Q：捕獲隊員の負担が大きいのと思う。農水省の連絡先も承知している。農水省から西日本新聞掲載の内容で妥当であると聞いた。市から確認して欲しい。出来るだけ捕獲隊の負担を減らして虚偽報告が無い様にするのが狙いと思う、見解は？

農林水産部長：農水省は、ほぼ市が行っている方法に近い形の新しい手法を今回発表し、来年度からの適用になろう。そのような事が示された事はありがたい。市としては、新方式が施行されるまでは新しく取り決めた要領によって、お互い襟を正しながらやって行きたいと考える。議員指摘の物理的に難しい状況も生じるであろう。きっちりした連絡を要請する。そこで状況判断をしたい。